季　刊　スケットニュース

SKET NEWS

東西商工協同組合
〒108-0014
東京都港区芝4-3-5　岡田ビル
TEL：03-5442-2277
FAX：03-5442-2477

ホームページ
http://tsk-gr.com/
Sket-Town（組合員専用ページ）
http://www.sket-town.com/

VOL.43　2020年【春号】

広島県・広島城（組合職員撮影）

contents

1　ETCコーポレートカード
大口・多頻度拡充割引延長
2　ETC車載器の「2022年度問題」と
2030年問題」
3　新型コロナウィルス
技能実習生への対応について
4　特定技能の現状
5　追加が期待される技能移行職種について
6　JLPT日本語能力試験・日本語作文
コンクール作品募集
7　経済産業省ウエブサイトより
8　新たな移動サービス「MaaS」
9　雇用調整助成金について

組合Facebookページ随時更新中！

ETCコーポレートカード 大口・多頻度拡充割引延長 ＜～2021年3月末まで＞

令和2年2月14日、東・中・西日本高速道路株式会社より、ETCコーポレートカードで適用される大口・多頻度の拡充割引について、以下の内容で発表がありました。

道路運送車両法に定められている自動車検査証において事業用と区別されるETC2.0搭載車について、現行の拡充割引が令和3年（2021年）３月末まで延長されます。(以下、道路会社発表資料より)

（注）道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条に定める自動車検査証において道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３５条の３第１項第１３号について事業用と区別、又は道路運送車両法施行規則第６３条の２に定める軽自動車届出済証において事業用と区別されているＥＴＣ2.0搭載車両。

車両単位割引率（高速国道・一般有料道路ともに）

自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道等のご利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%（20%）
1万円を超え、3万円までの部分	20%（30%）
3万円を超える部分	30%（40%）

※（　）内は、（注）ETC2.0を使用する事業用車両に限り適用される割引率です。（令和3年（2021年）３月末まで）

ETC車載器の「2022年問題」と「2030年問題」

◆電波法の改正に基づく「2022年問題」

2018年9月3日、国土交通省およびITSサービス高度化機構、高速道路会社6社は、一部のETC車載器が、2022年12月1日以降使用できなくなると発表しました。

使用不可となるのは、2007（平成19）年以前の技術基準適合証明・工事設計認証（旧スプリアス認証）を受け、製造されたETC車載器です。

スプリアスとは、無線設備において必要周波数帯の外側に発射される不要電波の一種です。この電波障害の原因となるスプリアスをできる限り低減するため、発射強度の許容値を規定し、2007年12月には全面適用とするよう、電波法も改正されました。しかしながら、旧規格で認証を受けた無線設備は2022年12月1日より使用ができなくなるため、このことは「2022年問題」といわれています。国土交通省によると、旧規格のETC車載器でETCゲートを通過した際も「安全に配慮した運用になるよう検討する」としておりますが、新基準に対応していないETC車載器を2022年12月以降もそのまま使い続けることは、電波法違反となってしまいますのでご注意ください。

主要メーカーでは、パナソニック製：C03002T（型式0321），C03002B（0354），CN-RX0600AK（0389）いずれも実験機として出荷。

デンソー製： DIU-3102（型式0209） DIU-3104（0211 ）が対象で、2007年以前のごく初期のETC車載器です。

お心当たりのある方は、メーカーの問い合わせ窓口にてご確認下さい。

◆新セキュリティ規格による10年後の「2030年問題」

新規格の車載器で2022年以降利用ができたとしても新たに「2030年問題」がやってきます。

2030年までに、ETCシステム（料金所・車載器・ICカード）において、盗聴・改ざんなどの不正防止、情報の安全を確保するためのセキュリティ規格が変更される予定です。これは国土交通省によって、「昨今の情報機器の能力向上に伴うセキュリティ脅威の増大への備えとしてセキュリティ機能を向上させる」ことを目的に、電波法以外に「高速自動車国道法」、「道路整備特別措置法」、「個人情報保護法」等様々な法律が関与し、新規格が施行される予定です。

施行されてしまうと、「利用者のETCの決済情報の保護ができなくなる可能性があることから、従来のセキュリティ対応のETC車載器は利用することができない。」とのことです。

10年後に向けて今から検討、準備されてみてはいかがでしょうか？

当組合では、組合員価格で対応済み車載器をご案内しております。

＜ETC車載器・関連用品はこちら＞

http://tsk-gr.com/option/

～新セキュリティ規格の車載器識別方法～

図表１.1) 2) 車載器本体などに記載された19桁の「車載器管理番号」が「1」から始まっていれば新規格対応、「0」からであれば旧規格です。

※ETC車載器セットアップ証明書にある車載器管理番号から車載器本体のステッカーをご確認ください。

図表１.3) 車載器本体のカード挿入口付近や側面に印刷された識別マークで確認する方法もあります。

図表２.1) ETC車載器であれば、カード挿入口付近に「●●●」のマークが印字されたもの

図表２.2) ETC2.0車載器であれば、「ETC2.0」のロゴがあり、かつ挿入口付近に「■」のマークや印字がないものが新セキュリティ対応品です。

※詳しくは、国土交通省HP「セキュリティ規格の変更について」をご検索ください。

また、主要メーカーのウェブサイトで型式ごとに記載がありますので、ご確認ください。

図表１.1) 2)

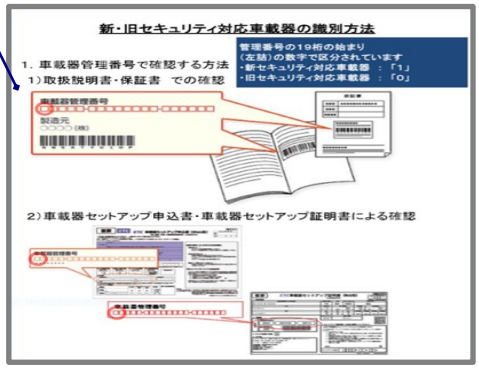

図表２.1)

図表１.3)

図表２.2)

特定技能の現状

2019年4月に、労働力不足にある特定産業分野において、一定の知識または経験を有する即戦力の外国人を5年間で34万5千人を受け入れるとして始まった特定技能ですが、制度発足後、8か月経過した2019年12月末での在留人数はわずか1,621名に留まっています。

今年度は、この人数が増加することが見込まれますが、昨今のコロナウィルスの影響で、先行きは流動的になっています。現時点での職種別受入状況は右表の通りです。

職　種	所　管	5年間最大受入見込み人数	2019年末在留状況
介護	厚生労働省	60,000人	19人
ビルクリーニング	厚生労働省	37,000人	13人
素形材産業	経済産業省	21,500人	193人
産業機械製造業	経済産業省	5,250人	198人
電気・電子情報関連産業	経済産業省	4,700人	38人
建設	国土交通省	40,000人	107人
造船・船用工業	国土交通省	13,000人	58人
自動車整備	国土交通省	7,000人	10人
航空	国土交通省	2,200人	0人
宿泊	国土交通省	22,000人	15人
農業	農林水産省	36,500人	292人
漁協	農林水産省	9,000人	21人
飲食料品製造業	農林水産省	34,000人	557人
外食業	農林水産省	53,000人	100人
合　計		285,150人	1621人

新たな技能移行職種について

現在、以下の職種が技能移行職種（技能実習2号への移行が可能、3年以上の実習が可能な職種）への追加を前提に、パブリックコメントが募集されています。これまで、意見を募集してから7か月～10か月程で技能移行職種に追加される事例が多いことから、下記の意見募集開始日付から、おおよその追加認可日が推察できます。

今まで技能実習生の受入れが出来なかったこれら業種の企業様にとっては朗報になるかと思います。

＜技能移行職種 追加済＞

◆宿泊職種　(接客・衛生管理作業)

◆コンクリート製品製造　(コンクリート製品製造作業)

＜パブリックコメント募集中案件＞

◆ゴム製品製造（意見募集開始：2020年3月19日）

ゴムパッキン、ゴムベルト、ゴムチューブ、タイヤなど各種ゴム製品製造業

(成形加工作業) (押出し加工作業) (混練り圧延加工作業) (複合積層加工作業)

＜パブリックコメント終了案件＞

◆ＲＰＦ製造（意見募集開始：2020年1月24日）

(ＲＰＦ製造作業)---廃棄物を原料とした固形燃料製造

◆非加熱水産加工製造（意見募集開始：2019年12月20日）

(調理加工品製造)……エビフライ・イカフライなど自宅で揚げるもの

(生食用加工品製造)……魚の切り身・刺身加工

◆化粧品製造（意見募集開始：2019年11月19日）

(仕上工程管理作業)

◆漁船漁業（意見募集開始：2019年10月15日）

(棒受網漁業)

漁船の側面から、方形、または箕(み)状の網を竹などの棒に付けて張り出しておき、集魚灯や撒(ま)き餌によって魚を誘導して、網の手前側の網を引き上げてすくいとる。サンマ・アジ・サバ漁などに用いる。

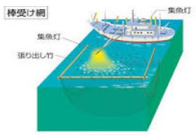

◆鉄道施設保守整備（意見募集開始：2019年10月15日）

(軌道保守整備作業)

◆印刷（意見募集開始：2019年07月02日）

(グラビア印刷作業)

新型コロナウィルス　技能実習生への対応について

今般の新型コロナウィルス感染症の流行に伴い、帰国が困難になる実習生や、技能実習2号への資格変更の要件である技能試験の受験が出来ないなどの場合に対する緊急措置が出入国在留管理庁より通知されました。以下、その内容をまとめます。

（2020年4月3日現在）

１）本国への帰国が困難な方

「短期滞在（90日・就労不可）又は「特定活動３か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

ただし、従前と同一の受け入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。また，帰国できない事情が継続している場合には，更新を受けることが可能です。

２）技能試験等の受験が出来ないため次段階へ移行できない方

受験・移行が出来るようになるまでの間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

ただし、従前と同一の受け入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります。

３）「技能実習３号」への移行を希望される方

優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「技能実習3号」への在留資格変更が可能です。

４）「特定技能１号」への移行のための準備がまだ整っていない方

移行準備の間、「特定活動（4か月・就労可）」への在留資格変更が可能です。

※技能実習3号を修了する予定の方も含みます。

ＪＬＰＴ日本語能力試験結果

東西商工協同組合では毎回多くの実習生が、仕事をしながらも自ら勉強時間を捻出することで、日本語能力試験に挑戦しております。2019年12月の試験では各レベル合計351名が受験し、合格者数は下表の通りでした。

各レベルの合格者数

レベル	受験者数	合格者数
Ｎ１	10名	0名
Ｎ２	85名	16名
Ｎ３	205名	38名
Ｎ４	51名	11名
合計	351名	65名

今回の試験では、残念ながらN1の合格者はいませんでした。次回の試験は2020年7月5日(日)で、受験申込が既に開始していますが、新型コロナウィルス感染症の影響で実施できるかどうかは未定です。その次の試験は2020年12月6日(日)の予定です。

日本語作文コンクール作品募集

2020年4月1日(水)から2020年5月11日(月)までは、JITCO　公益財団法人国際人材協力機構（4月1日付改称）主催、第28回日本語作文コンクールの募集期間となります。テーマは自由で、400字原稿用紙2枚以上3枚以下（801字～1200字）に実習生の直筆原稿のみ受付となります。最優秀者には賞状および5万円の賞金が贈られ、10月のJITCO全国大会にて壇上で表彰されます。実習生の皆さんには奮ってのご参加をお待ちしております。

＜日本語作文コンクール作品募集のご案内＞

https://www.jitco.or.jp/nihongo/data/2019/boshu/guidance.pdf

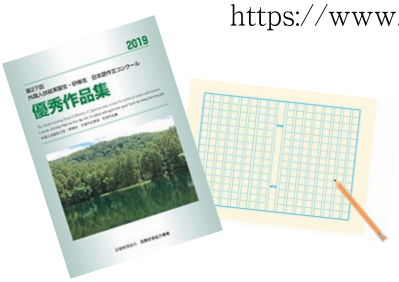

季　刊 スケットニュース

SKET NEWS

経済産業省ウェブサイトより

新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

事業者の皆様の資金ニーズごとに受けられる支援策はこちらです。

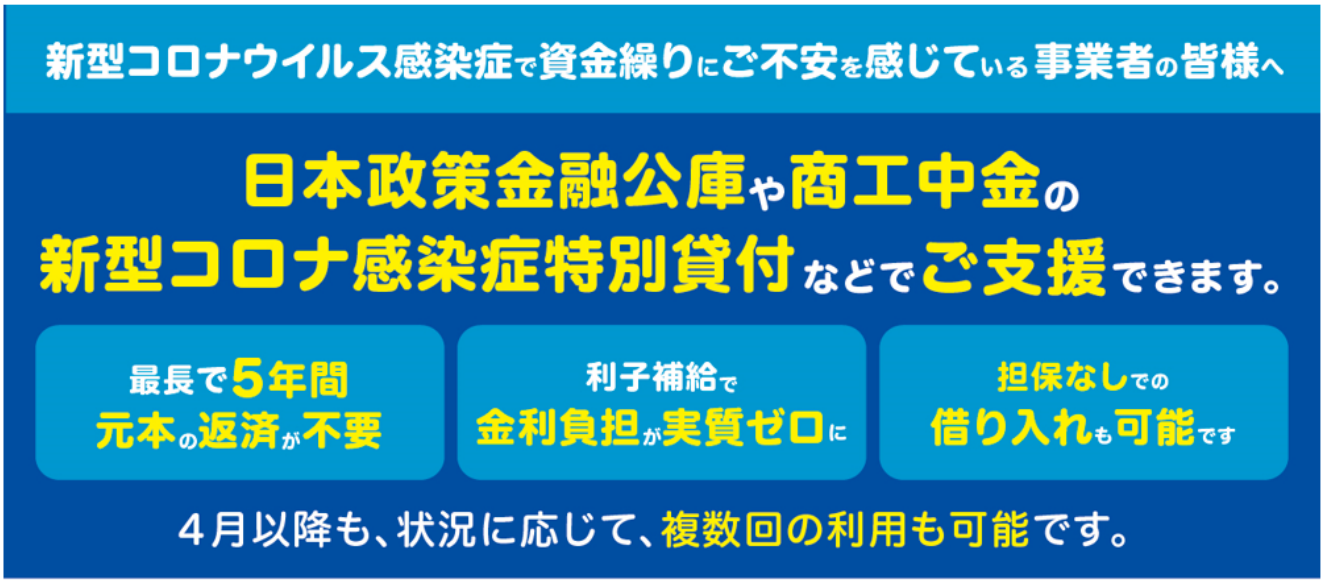

新たな移動サービス「MaaS（マース）」

1. MaaS（マース）って何？

情報通信技術（ICT）の発達を背景に生まれた次世代の移動サービス

「MaaS（Mobility as a Service）」とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通機関やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスです。

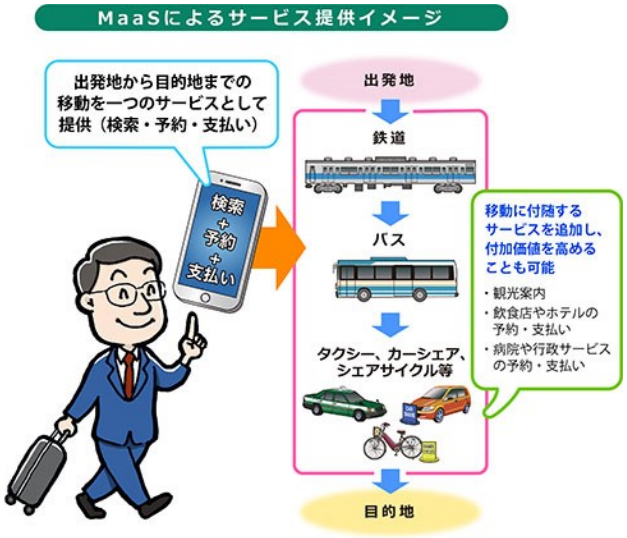

従来の交通サービスの利用方法では、利用者が出発地から目的地までの道順を検索し、鉄道、バス、タクシー、カーシェア、シェアサイクルなど様々な交通サービスから、どれを使うのかを選びそれぞれの交通機関ごとに個別に予約をしたり、料金を支払ったりします。一方、MaaSによるサービスでは、スマートフォンのアプリを立ち上げれば、出発地から目的地までの交通手段の検索から予約・支払いまでができ、さらには、観光案内、飲食店やホテルの予約・支払い、または病院や行政サービスなどの予約・支払いも一括して行うことが可能となります。

2. MaaSが解決する課題とは？

地方都市での交通手段の維持や都市部の渋滞解消

MaaSが普及すると、交通手段の選択肢が拡大し、マイカーを持たなくても気軽に便利に移動できる環境が整備されます。加えて、地方部や都市部では、次のような課題の解決も期待されます。

■地方における交通手段の維持・確保

高齢者の運転免許の返納も増える中、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化などに伴って、移動手段が不足する地域が今後ますます増えていくことが懸念されています。

AIデマンド交通(※)など地域の輸送サービス・移動手段の維持・確保を図りながら、MaaSを活用することで、地方でも、自ら運転することなくドアツー・ドアで便利に移動する環境が整備されると考えられます。

※AIデマンド交通とはAIを活用することで利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行うサービス。定まった路線を持たず、配車予約と車両位置からAIがリアルタイムに最適な運行ルートを決定するため、乗合をしつつ、概ね希望時間通りの移動が可能となる。個々の移動ニーズに対応しつつ、低コストで一定数の人が同時に移動可能。

■都市部での渋滞の解消

ヘルシンキで普及しているMaaS「Whim（ウィム）」は、定額で公共交通機関が乗り放題になるサービス。このような移動サービスによって、利用者が最も望む交通手段が手軽に使えると、マイカーの利用者が減り、交通渋滞の緩和、駐車場不足や路上駐車、排気ガスによる環境問題などが解消されると期待されています。

（出典：政府広報オンライン）

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

◇新型コロナウイルス感染症について

●現在、計画届の事後提出が可能となっています。５月３１日までは事前の計画届の提出がなくても休業等の実施が可能です。

・今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を今後行う予定です【下記参照】(令和2年3月28日厚労省HP掲載

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金　経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

	新型コロナウイルス感染症特例措置		
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行（一般的な場合）	緊急対応期間（４月１日から６月30日まで）感染拡大防止のため、この期間中は全国で以下の特例措置を実施	（参考）リーマンショック時
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（全業種）
生産指標要件（3か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月10%以上低下）	生産指標要件緩和（1か月５%以上低下）	生産指標要件緩和（３か月５%以上低下）
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める	被保険者が対象
助成率 2/3（中小）1/2（大企業）	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））	4/5(中小)、2/3(大企業)（解雇等を行わない場合は9/10（中小）、3/4（大企業））
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	計画届の事後提出を認める（1月24日～6月30日まで）	やむを得ないと認められる場合は、事前に提出があったものとみなす
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左	クーリング期間の撤廃
６か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左	被保険者期間要件の撤廃
支給限度日数 １年100日、３年150日	同左	同左＋上記対象期間	３年300日

1　上記の拡充にあわせて、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行うこととする
2　教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、加算額を引上げる措置を別途講じる

参照：厚生労働省ホームページより

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

・製造業その他…　資本金３億円または従業員300人以下
・卸　売　業…　資本金１億円または従業員100人以下
・小　売　業…　資本金5千万円または従業員50人以下
・サービス業…　資本金5千万円または従業員100人以下

2.社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・ＴＥＬ・ＦＡＸ等のご変更
5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

心理学に「スモールステップの原理」という考え方がある。高い目標を目指すために、段階的に少しずつ超えられそうな目標を設定。少しずつ達成していくことで意欲を持ち続けながら高い目標に近づけていくことを説いている。目標を達成したい気持ちはあるが、「自分には無理」と考えてしまう時は、少しずつ課題を解決していくように心がけていきながら、これからも組合員の皆様へ誌面を通じて様々な情報を提供してまいります。